

## 東京たま未来メッセ 同人誌展示即売会等の留意事項

### 【同人誌関係の皆様へ】

東京たま未来メッセ（東京都立多摩産業交流センター）は、多摩地域の持つ産業集積の強みを生かし、広域的な産業交流の中核機能を担うことによって、東京都における産業振興を図ることを目的として設置された施設で、前記の目的を達成するため、見本市、展示会等にご利用いただける展示室と会議室及び備品の貸出しを行っています。

しかし、上記目的での利用がないなど、空室状況によっては、直接産業振興に関与する催事以外にもご利用いただいております。ご利用にあたっては、「公序良俗に反しない」、「管理運営上支障をきたさない」ことのほか、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」をはじめ、法令を遵守いただくことを前提としております。これらのことを十分に理解・認識いただき、催事開催にあたっては、下記事項を遵守し、催事を適切に運営されるようお願い申し上げます。

### 記

1 東京たま未来メッセ（以下「当施設」という。）利用にあたっては、東京都青少年の健全な育成に関する条例（以下「本条例」という。）、東京都立多摩産業交流センター条例第6条第2項「都知事が利用を承認しないもの」の規定等を遵守し、当施設利用案内の注意事項を理解され、違反行為が発生しないよう、万全の配慮を行うこと。

2 催事主催者は、本条例及び本条例の運用に係るあらましの内容を理解し、出展物の規制内容・陳列方法、包装、警告や表示の方法、青少年（未成年者）への対応方法を、全出展者に周知徹底し、指導すること。

3 同人誌展示即売会等の催事については、当施設展示室を全て利用する場合であって、合築施設の東京都八王子合同庁舎及び八王子市保健所（以下「庁舎」という。）の営業日を除く場合のみ利用できる。展示棟エントランスのみを入退場口として、適切な入退場制限を行うとともに、展示室と会議室の渡り廊下など、指定管理者が指示する箇所に、必ず主催者がスタッフを配置し、展示室と会議室利用者が接触しないよう、責任を持って対応すること。

会議室をあわせて利用する場合は、会議室全室を利用するものとする。入退場口は展示棟のエントランスのみを使用し、庁舎が特別に週末に事業を行う場合等で、庁舎・会議室棟の

エントランスが開錠されている場合は、来場者を展示棟エントランスに誘導できるよう、当施設と協議のうえ、必要な措置をとること。

4 催事会場のレイアウトや装飾を検討する場合、青少年対策（フロアの未成年者入場制限・未成年者入場禁止区域設定など）を考慮して作成し、当施設の承認を受けること。

5 主催者は催事の出展者募集及び集客に使用するチラシやパンフレット、ウェブサイト等に注意事項（下記の記載例を参照のこと）を掲載し、事前に当施設へ提出すること。

- ・会場施設周辺は住宅地であり、路上駐車禁止ですので、車やバイクでの来館はご遠慮ください。

- ・会場施設の駐車場に限りがあるため、やむを得ず車で来館する場合は近隣の民間駐車場をご利用ください。

- ・会場施設周辺は住宅地ですので、徹夜及び早朝の来場は固く禁じます。

- ・入場待ちの列に並んでいるときは、お静かにお願いいたします。

- ・当施設の敷地内はすべて禁煙です。喫煙所はございません。

- ・下記のような過度の性的、暴力的表現がみられるコスプレは禁止します。

- ① 刑罰法規に触れる表現が見られるコスプレの禁止。

- ② 下着・下着に見えるもの、局部を露出するもの、またはそれらが見えるような衣装、過度な肌の露出、その他の過度な性的表現が見られるコスプレの禁止。

- ③ 血糊の使用、血、あざ、大きな傷、その他の過度の暴力的表現が見られるコスプレ、残虐な行為を表現したり連想させるコスプレの禁止。

- 当施設職員が会場内外を点検します。

- ・コスプレした状態での会場施設への入退場及び会場施設共用部分への出入りは禁止します。

6 催事開始前に、必ず出展物を全点チェックし、成人向けの図書等の有無や、当該図書等の展示・陳列・表示・包装の方法に、青少年向けの対策がなされているかを確認すること。

7 催事中は、主催者による巡回を強化し、出展者が法令・条例、当施設の利用ルールを遵守しているかを十分チェックし、違反等がある場合は直ちに改善措置を実施すること。

8 催事にかかわる事故やトラブルが発生した場合は、主催者は直ちに必要な措置を取り、主催者の責任において解決すること。

9. コスプレを伴う催事では以下の事項を守り、主催者は来場者や出展者を監視・指導するスタッフを配置し、参加者にも指導すること。

(1) 下記のような過度の性的・暴力的表現の禁止。

① 刑罰法規に触れる表現が見られるコスプレの禁止。

② 下着・下着に見えるもの、局部を露出するもの、またはそれらが見えるような衣装、過度な肌の露出、その他の過度な性的表現が見られるコスプレの禁止。

③ 血糊の使用、血、あざ、大きな傷、その他の過度の暴力的表現が見られるコスプレ、残虐な行為を表現したり連想させるコスプレの禁止。

・ 当施設職員が会場内外を点検します。

(2) コスプレした状態での、会場外や施設共用部分へ出入り禁止。

(3) お手洗いや自販機の利用等のために、やむを得ず展示棟 1F ホワイエ、交流サロン、展示棟 2F 産業サロン廊下、渡り廊下、3F ホワイエに出入りするときは、コート等を必ず着用 すること。

(4) 展示室 A 及び各会議室のガラス面、展示棟 2F と庁舎・会議室棟 3F をつなぐ渡り廊下、展示棟 2F 及び庁舎・会議室棟 3F フロアの大窓はシャッターやロールカーテンを下ろし、また、3F ホワイエは、パーテーションを立てる等、外部から室内が見えないように利用すること。

(5) 主催者は来場者や出展者を監視・指導するスタッフを配置し、上記(1)～(4)が常時守られているよう維持すること。

(6) その他、当施設の指示に従うこと。

10 サイン・看板類については、文字のみの表現で構成し、イラストが入ったポスターやチラシ等を外看板やサインスタンドへ掲示しないこと。(ロゴの使用は可)

11 入場者多数の場合、会場の出入り口等に整理要員を主催者が準備し、カラーコーンやロープなどを使って整列指導するなどして、入場者の整理にあたること。また、当施設の各部屋は収容人員の上限数が定められているため、出展者・来場者を合わせて上限数を超えないよう、催事を二部制にする等、必要に応じた措置を行うこと。

12 上記事項が守られない場合や、当施設職員の指示事項に従わない場合には、催事開催前に利用が取り消されること、また会期中であっても催事が中止されること、利用の取り消し・中止に伴う利用料金の返還や損害賠償責任を当施設に求めないことを承認すること。

13 以上について、すべて同意できる場合、添付の同意書に署名捺印し、利用計画書・利用

申請書を提出してください。

以上

指定管理者：多摩産業交流センター指定管理共同企業体  
東京たま未来メッセ  
センター長：石井 正樹